

令和5年度介護職員等によるたんの吸引等の研修事業
「特定の者対象」研修（第3号研修8月開催分）受講者募集要項

- 1 目的** 居宅等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。
- 2 対象者** 次のサービス事業所で介護業務に従事している訪問介護員等（介護福祉士を含む）
(介護) 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
小規模多機能型居宅介護 等
(障害) 居宅介護、重度訪問介護 等
- 3 研修内容** (たん吸引) 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部吸引
(経管栄養) 胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養
- 4 開催日** (講義・筆記試験) 8月17日, 18日 (補講) 8月19日 (演習) 8月24日, 25日
※ 詳細な日時は受講決定時にお知らせします。
※オンラインによる講義はいたしません。すべて対面(集合)で行います。
- 5 募集人員** 60名(最少催行人数6名)
- 6 受講料等** ①11,000円(基本研修受講料) + 370円(送料)
②2,000円(保険料)
} 詳細は裏面参照のこと
※①については研修前に振り込んでいただきます。なお、お振込後の受講料は、キャンセルされる際も返金はいたしませんので、ご留意ください。
※他に実地研修受講料が必要となります。また、平成28年度の研修より事前にテキストを購入いただくこととなっていますので、ご留意ください。
※筆記試験の不合格者については、補講・再試験の追加受講料2,500円が別途必要です。
- 7 研修会場** 兵庫県福祉センター（神戸市中央区坂口通2-1-1）
- 8 申込方法** 兵庫県介護福祉士会のホームページもしくは <https://ws.formzu.net/dist/S82004028/>
よりお申込みください。
右記QRコードからも申し込みができます。

- 9 申込期限** 令和5年7月11日(火)
- 10 注意事項**
① 申込書の記載事項欄は全て記入してください（未記入の項目があると選考対象外となります）。
② たんの吸引等が必要となる対象者の状況や人数等を勘案して、必ず優先順位を記載してください。
③ 申込多数の場合は、受講できない場合や希望の回に受講できない場合があります。ご了承ください。
④ 演習の参加日時の指定はできません。
⑤ **現在、たんの吸引等が必要となる対象者が予定されている方は、申込みできます。**
⑥ 今回の研修修了後、担当する対象者の自宅等において、指導者講習会等を受講した訪問看護師等を講師とした実地研修を受講していただきます（裏面注意事項2参照）。
⑦ 指導者講習会等を受講した指導看護師等がない場合は、看護師の指導者講習会の受講予定を記入してください。
⑧ テキスト購入方法については、受講決定者に別途お知らせします。
- 11 その他**
申込みのあった事業所に対しては、研修受講が可能かどうかの通知を後日送付します。
【問い合わせ先】 兵庫県介護福祉士会 事務局 TEL: 078-855-9155

〈裏面注意事項も必ずお読みください。〉

「特定の者対象」介護職員等によるたんの吸引等の研修事業

注 意 事 項

1 今回の研修（基本研修）について

- (1) ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。
- (2) 受講申込書に記載された個人情報は、兵庫県介護福祉士会から兵庫県へ提供することもあります。申込前に受講者本人に説明の上、同意を得てください。受講申込がされた時点で受講者本人の同意がなされたものとします。
- (3) 今回の研修を終了した後、担当する対象者の自宅等において実地研修を受講していただく必要があります（実地研修では現場演習を実施しプロセス評価を行います）。

2 実地研修について

- (1) 実地研修は、指導者講習会等を修了した訪問看護ステーションの看護師等の指導の下、介護職員が実際担当する対象者の自宅等において、該当する行為それぞれについて実施します（原則として、基本研修修了後2か月以内に実施してください）。
- (2) 実地研修での指導者は、当該対象者に対し日頃から連携を図っている訪問看護ステーションや医療機関の看護師等となります。指導者は、事前に兵庫県が実施する指導者講習会等の受講が必要です。あらかじめ、関係する訪問看護ステーションや医療機関に対し、指導者講習会等の受講や実地研修における指導の協力要請を行ってください。

3 受講料等について

基本研修及び実地研修合わせて、以下の受講料が必要となります。

- ① 受講料 11,000円+ 送料 370円
- ② 損害賠償保険代 2,000円
- ③ 実地研修受講料 1,000円×特定行為数（口腔内吸引、胃ろう等該当する行為の数）
 - ※ ①については研修開始前に②③については実地研修開始前にお振込みください。
 - ※ ③の計算例：たん吸引（口腔・鼻腔）が必要な場合 → 1,000円×2=2,000円 となります。
 - ※ 他に指導看護師の損害賠償保険加入金をご負担いただく場合があります。

4 研修の修了及び認定証の発行、事業者登録について

- (1) 今回の研修（基本研修）及び実地研修の修了者に対しては、兵庫県介護福祉士会から「修了証書」を交付します。
※修了証書は行為ごとでなく、対象者ごとに1枚発行します。
- (2) 実際にたんの吸引等の行為を行うためには、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、県に申請を行う必要があります。
- (3) 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等を雇用し、たんの吸引等の医療的ケアを行う事業者は、別途、県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

5 経過措置としての認定特定行為業務従事者の研修受講について

経過措置対象としての「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を既に受けている方についても、受講申込みできます。

6 テキストについて

研修受講者は事前に「新版第三号研修（特定の者対象）のための喀痰吸引等研修テキスト—喀痰吸引・経管栄養注入方法の知識と技術」（発行：中央法規）を購入し、事前学習の上、当日必ず持参してください。